

知立市自主防災会連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、知立市自主防災会連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、自主防災組織間の連携を高め、相互の連絡調整を図ることにより、地域の防災・減災体制の充実強化及び地域全体における防災意識の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関する事業
- (2) 防災訓練の実施に関する事業
- (3) 自主防災活動の充実強化に関する事業
- (4) 自主防災会相互の連絡調整に関する事業
- (5) その他地域の防災力の向上に資する事業

(会員)

第4条 協議会は、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 各町内会の区長
- (2) 各自主防災会より推薦のあった者
- (3) 自主防災活動の推進に当たり次条第1項第1号に規定する会長が必要と認める者

(役員等)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 幹事 2人
- (4) 顧問 1人

2 前項の役員は、原則として次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 会長は、前年度の知立市区長会会長をもって充てる。
- (2) 副会長は、前年度の知立市区長会副会長をもって充てる。
- (3) 幹事は、当該年度の知立市区長会会長及び副会長をもって充てる。
- (4) 顧問は、前年度の知立市自主防災会連絡協議会会長をもって充てる。

- 3 役員任期は、1年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 4 役員が欠けた場合における補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 協議会には、相談役を若干名置くことができる。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営に当たる。

- 4 顧問は、会務の運営を補佐し、意見を述べることができる。

(会議)

第7条 協議会に総会、代表者会及び幹事会を置く。

(総会)

第8条 総会は、協議会の会員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて開催することとし、会長が招集する。

- 3 総会においては、次の事項を審議する。

- (1) 協議会規約の改正に関する事。
- (2) 協議会の事業計画に関する事。
- (3) その他総会が特に必要と認める事。

- 4 総会は、その付議事項の一部を代表者会及び幹事会に委任することができる。

(代表者会)

第9条 代表者会は、第4条第1号に掲げる者をもって構成する。

- 2 代表者会は、次の事項を審議し、及び実施する。

- (1) 総会に提出すべき事。
- (2) 総会から委任された事。
- (3) その他代表者会が特に必要と認める事。

- 3 代表者会は、会長が必要と認めるときに開催するものとする。

(幹事会)

第10条 幹事会は、第5条に規定する役員をもって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、及び実施する。

- (1) 総会に提出すべき事。
- (2) 代表者会に提出すべき事。
- (3) 総会から委任された事。
- (4) その他幹事会が特に必要と認めるときに開催するものとする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、知立市役所危機管理局安心安全課に置く。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮り、定める。

附 則

この規約は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年6月23日から施行する。